

豊見城市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊見城市内の飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために実施される、飼い主のいない猫を適切に管理する活動(地域猫活動)を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「チケット」という。)」を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) さくらねこ無料不妊手術チケット 公益財団法人どうぶつ基金が配布する不妊去勢手術を受けることが出来るチケットをいう。
- (3) TNR活動 Trap(捕獲) Neuter(不妊去勢手術) Return(捕獲場所に戻す)の頭文字で、飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術を行い元の場所に戻す活動をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体等が、地域に住みついた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで1代限りで、その地域で適切に管理していく活動をいう。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の不妊手術を合わせて不妊手術(再手術を防止するための耳先カット手術を含む。)という。

(交付対象)

第3条 チケットの配布の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫に地域猫活動を行うことができる団体又は個人(市内在住)であること。
- (2) TNR活動の実施に係る人員体制の確保や病院の予約、捕獲、保管、運搬、解放等の作業体制の確立が可能と認められること。
- (3) 第6条に定める同意事項を遵守できるものであること。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫について、不妊手術を受けさせようとする者は配布の対象外とする。

- (1) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (2) 元飼い主のいない猫であり、現在は飼っている猫
- (3) その他市がチケットの使用が適当と認められない飼い主のいない猫

(配布の期間)

第5条 チケットを配布する期間は公益財団法人どうぶつ基金よりチケットを取得、配布することができる期間内であって、かつ、実施者がチケットを使用することができる期間内とする。

(同意事項)

第6条 実施者は、次に掲げる事項を遵守することを同意の上、申請するものとする。

- (1) TNR活動の実施に係る人員体制の確保や病院の予約、捕獲、保管、運搬、解放などの一連の作業及び実施地域住民への周知等については実施者が行うものとする。
- (2) 実施者は、TNR活動の実施にあたって、実施地域住民への周知を丁寧に行い、トラブル防止に努めるものとする。
- (3) チケット利用によるTNR活動の実施にあたって発生した苦情やトラブル、問い合わせ等については、実施者の責任において誠実に対応するものとする。
- (4) 実施者は、TNR活動を行った頭数を正確に記録し、完了後は第11条に定める実績報告書を提出するとともに未使用のチケットについては返却するものとする。
- (5) 前号の規定により提出された実績報告書の内容について、実施者は市ホームページ等により公表することを了承するものとする。

(配布申請)

第7条 実施者は、さくらねこ無料不妊手術チケット配布申請書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。

(周知)

第8条 実施者は、TNR活動実施地域住民へ周知文書の投函による周知等を行うものとする。

(決定)

第9条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第10条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付取消通知書(様式第3号)により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第11条 実施者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット実績報告書(様式第4号)を提出するとともに、期限内に使用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第12条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附則

この要領は、令和元年11月8日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月24日から施行する。